## 国民健康保険税所得割額の算定方法が変わります

地方税法の改正により、平成15年度以降の国民健康保険税所得割額について、次のとおり算定方法が変更になります。

**①公的年金等特別控除（17万円）の廃止**　65歳以上で公的年金所得がある方の場合には、公的年金所得額から17万円を控除していましたが、廃止されます。

**②給与所得等特別控除（2万円または5％）の廃止**　給与所得額から給与所得の収入金額の5％（最高2万円）を控除していましたが、廃止されます。

**③青色事業専従者給与・事業専従者控除の適用**　青色・白色申告の事業専従者給与は、従来まで事業主の所得に戻して算定していましたが、今後は事業専従者の給与として算定します。

**④長期譲渡所得等の特別控除の適用**　長期および短期譲渡所得は、従来まで特別控除が適用になりませんでしたが、今後は特別控除が適用になります。

※いずれも国民健康保険税所得割額の算定における特例的な措置を廃止し、市民税所得割額に準じた算定方法に改めるものです。

**※なお、この改正での税額の算定は、平成15年8月の本算定時になります。（4月中旬に送付する納付書は、前年度の税額を基に計算する暫定税額（仮の税額）です）**

㊐税務課国民健康保険税係
☎22―1313

## 蔵王町・七ヶ宿町と共同で障害者生活支援事業を開始します

「福祉サービスを受けたい」「外出したい」「相談にのってほしい」など、身体障害者の方とその家族の方々の日常生活の悩みや希望していることを、専門の担当者が相談を受けながら、生活のお手伝いをします。

相談費用は無料です。また、相談上の秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

（この事業は白石市・蔵王町・七ヶ宿町が共同で実施し、宮城県不忘園に委託しています。）

㊐福祉事務所社会福祉係
☎22―1400
㊐宮城県不忘園
☎25―3518

## 国保税Q&A

**Q就職（または退職）をしましたが、国民健康保険の届け出はどのようにすればよいのですか？**

A、異動が生じた時には、14日以内に市民課の窓口で国民健康保険の異動手続きが必要です。この届け出は自動的には行われませんので、早めの届け出をお願いします。

なお、国民健康保険の届け出が遅れてしまった場合、次のようなトラブルの原因となることがありますので、ご注意ください。

**☆届け出が遅れると…**

◎国民健康保険税がさかのぼって課税されます。

◎社会保険を脱退し、保険証がないまま病院にかかった場合、窓口で支払う医療費を全額自己負担しなければなりません。

◎すでに社会保険に加入していても、国民健康保険から脱退する届け出をせず、国民健康保険証で病院にかかった場合、後日医療費の返還を求められます。（市で負担した医療費を返還していただきます）

㊐税務課国民健康保険税係
☎22―1313
保険課国民健康保険係
☎22―1361

## スパッシュランドしろいし利用助成事業のお知らせ

市では、70歳以上の市民の方を対象に、スパッシュランドしろいしの利用割引券を交付しています。

**●交付枚数**　一人年間2枚（1回利用につき300円割引）

**●交付場所**　福祉事務所、市民課総合窓口、各事務連絡所、大平・福岡・深谷公民館、スパッシュランドしろいし受付

㊐福祉事務所長寿福祉係
☎22―1400

## 固定資産関係のお知らせ

### ■課税台帳の閲覧ができます

次の方々は、税務課窓口で、課税台帳の閲覧により、所有資産の課税内容を随時確認できます。

①固定資産の所有者・納税義務者
②①の方と同居している親族の方
③①の方からの委任状を持参の方
④納税管理人
⑤法人からの委任状を持参した方
⑥貸借権・地上権などの権利者
⑦借地借家人
⑧資産の処分権を持つ方
⑥⑦⑧の方は、権利を確認できる書類が必要です

**●手数料**　1件200円（①～⑤の方が、4月1日～6月2日に行う閲覧は無料です）

### ■固定資産縦覧帳簿を縦覧できます

税務課窓口で、平成15年度の価格比較のため、土地・家屋の所在地番、地目、地積、床面積、価格などが登録された「縦覧帳簿」を無料で縦覧できます。

**●縦覧期間**　4月1日～6月2日8時30分～17時15分（土日祝除く）

**●縦覧できる方**　固定資産税の納税者（税額が発生しない方は対象外）および納税者から委任された方

**＊閲覧・縦覧いずれの場合も、本人確認のため、免許証、保険証などの身分を証明できるもの、または納税通知書を持参してください。**

㊐税務課固定資産税係
☎22―1313

## 貯水槽水道の設置者の皆様へ市水道給水条例改正のお知らせ

4月から、貯水槽水道の責任の所在がより明確化されました。

貯水槽水道の中で、簡易専用水道の設置者に対しては、これまでと同様、水道法により定期的な清掃の実施や法定検査の受検などが義務づけられています。

また、受水槽の有効容量が10㎥以下の貯水槽水道に関しても、この条例により、設置者に対する定期的な清掃や法定検査の受検が求められています。

なお、これまでと同様、受水槽の有効容量の合計が5㎥を越える貯水槽水道については、県への届出が必要です。仙南保健所環境公害班（☎0224―53―3118）へ問い合わせください。

また、受水槽の有効容量の合計が5㎥未満の貯水槽水道の管理については、仙南保健所環境公害班、または市水道事業所へ問い合わせください。

㊐水道事業所☎25―5522